

平成28年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成28年9月7日(水曜日)

議事日程 第2号

平成28年9月7日(水曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 森 健治 君 . . . 1. みなかみ町の歴史文化を生かした町づくりについて
 - ◇ 高橋久美子 君 . . . 1. 獣害対策について
 - ◇ 林 誠行 君 . . . 1. 国民健康保険について
2. 子どもの貧困について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	河合生博君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	林喜美雄君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	石田洋一	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	増田郁夫君	会計課長	中島直之君
総務課長	原澤志利君	総合戦略課長	宮崎育雄君
税務課長	岡田宏一君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	高野一男君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	田村雅仁君	観光商工課長	澤浦厚子君
地域整備課長	上田宜実君	教育課長	杉木隆司君
水上支所長	林昇君	新治支所長	田村良一君

開 会

議 長（林 喜美雄君） 定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。
ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（林 喜美雄君） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。
議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序2 2番 森 健 治 1. みなかみ町の歴史文化を生かした町づくりについて

議 長（林 喜美雄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問については、4名の議員より通告がありました。
昨日、1名の質問が既に終了しておりますので、本日は3名の方より順次質問を許可いたします。

（「議長、暫時休憩」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） 暫時休憩。
（9時04分 休憩）

（9時04分 再開）

議 長（林 喜美雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（林 喜美雄君） 初めに、2番森健治君の質問を許可いたします。
森君。

（2番 森 健治君登壇）

2 番（森 健治君） 2番森健治、議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問させていただきます。

このみなかみ町、やはりだれもが認識しているとおり、観光ということが主産業になってくるのかなと思ひまして、今回はいろいろな切り口から、やはりこのみなかみ町にいらしていただきましたお客様のニーズにこたえられるような角度ということで、みなかみ町の歴史文化を生かした町づくりについてということで質問させていただきます。

今現在、町もいろいろな角度でお客様を呼ぶような施策をたくさんとられて、努力はさ

れていると思いますけれども、このみなかみ町には、豊かな自然を求め首都圏から多くの観光客が訪れ、近年では外国からのお客様もふえていらっしゃいます。

一方、町には国指定の水上石器時代住居跡や矢瀬遺跡など多くの文化財があり、古くから人々が住み着いた土地でもあります。今後、みなかみ町を観光客の多彩なニーズに対応し、魅力ある観光とするためには、歴史文化資源の活用が不可欠であると思います。町長のお考えをお聞きいたします。

議長（林喜美雄君） 町長。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） ただいま森議員から観光についてご質問がありました。

いつも申し上げているところですが、私の見解を聞いてもらっても意味ないだろうと思っています。執行上の問題点、執行の状況についてどうあるのかということについては明確に答えさせていただきたいと思っております。

また余分なことを申し上げましたけれども、ということで、議会での答弁というのは、理想の答弁は何かというと、いろいろしゃべっているけれども、何を答えたか全くわからなかった。昔、天才的な総理大臣もいらっしゃいましたけれども、それが理想の答弁だと言われてはいますが、私は全くそう考えておりません。要するに執行上の考え方、執行の状況、あるいはご提案いただいたことについて、執行上どういう問題点がありそうか、メリットがありそうかということ率直にお答えさせていただきたいと思っておりますので、逆に言うと、昨日も若干ありましたけれども、角が立つということがあろうかと思っております。申しわけありませんが、ご理解願いたいと思っております。

逆の言い方をしますと、今、結論でおっしゃいました、文化資源の活用が不可欠であるということについては、不可欠というのは、それがなければ町の観光が成り立たないという意味であれば、そんなことはないと思います。それは、森議員も最初におっしゃいましたように、豊かな自然というあたりがありますし、そしてまた、何よりも認識が同じだと思っておりますのは、我が町が農業、そして観光というものに非常に重要であると、この認識については、そのとおりですし、この間の施策もそういうことでやってきております。

まず、総合戦略の基本的方向のところを最初に読ませていただきますと、本町は首都圏から近接性にもすぐれ、つまり首都圏から近いというメリットがあると。18もの温泉地を有し、そして豊かな自然とそれらを生かしたアウトドアスポーツ、そして米や果物を初めとした質の高い農産物、そして美しい里山景観、そして農村、街道文化など、質の高い魅力が幅広く存在することが大きな特徴であると、こう書いています。

そして、それらの観光資源が十二分に生かされているかということ、必ずしもそうではないということがあろうと思っております。

そしてまた、続けて総合戦略にも書いていますけれども、観光振興というのは非常に重要だということも言っております。この辺につきましても、現在、113万人程度の宿泊客を何とか130万人に持っていかうということをやっているところがございます。

そしてまた、先般、ユネスコエコパーク、これについても基本的方向として、環境を大切にしながら、この言葉で言うと、環境を守り、そして生かし、広めていく。広めるとい

うのは、いろいろな人に来て見てもらおうということでございますけれども、これを全体の基本に置いているということでございます。したがって、観光が非常に大事だということについては、ご指摘のとおりでございます。

観光の実数の話、先ほど目標値と申し上げました。そして、その中で今、外国からのお客様がふえてきているというご指摘もありました。間違いなく外国のお客さんがふえてきております。外国のお客さんがどのくらいふえているかという、平成24年に約6,000人であった方が、平成27年の集計で2万人にいらっていると。ことしのトレンドを見ていくと、3万人にはいきそうだと。伸び率は非常に大きいですが、この伸び率も、国全体が1,000万人の目標が2,000万人になり、そして3,000万人に持っていきたいという平均の伸びと余り変わっていないということなので、特に目立っているかどうかということについては、疑問はありますけれども、非常に大きく伸びているということは事実です。そして、その中では、議員各位ご存じのとおり、台湾が第1位であり、これの伸びも非常に大きくて、タイが2番目で、タイは伸び率だけで言うと、台湾よりも上をいっているといったようなことで、これらについては、この間のさまざまな観光情報の発信等々が効果をあらわしているんだというふうに思います。

したがって、あえて言わせていただくと、エコツーリズム、この間、星の鑑賞会であるとか、一ノ倉のガイドであるとか、あるいは赤谷プロジェクト等々もありますけれども、みなかみの自然を生かした観光に力を入れていこうと。この中には当然アウトドア、ラフティング等についても入っているというふうに考えています。これをベースに置いてきたところでございます。

したがって、観光の中で何が不可欠かといったら、やはりエコツーリズム、ユネスコエコパークの認定、あるいはそれに向けての今までの町の活動というのを客観的に評価してもらい、さらに情報発信していこうということですから、観光のためにいろいろな要素があります。何が一番だと言われれば、やはり自然環境だろうと答えざるを得ないと思っています。ただし、観光の要素多々ございます。その中には当然文化ということがありますので、ご指摘の文化を大切にするというあたりについては重要だということについては、ご指摘のとおりだというふうに思っています。

今申し上げたように、2万人、3万人と言いながら、全体の中の2%であり、3%です。このところを、ともかく伸ばすということも必要ですし、国内観光客を維持し、さらに伸ばしていくと、これも必要だろうと思っています。

ちょっとインバウンドのことについて先に述べさせていただきますが、いろいろな要望の中で、特にヨーロッパ、オーストラリア等の外国人観光客が文化財や伝統文化に深い関心を示していると言われております。これについては事実でございます。つまり、ゴールデンルートで言うと、富士山に行き、京都に行きということがありますので、京都というのは、まさに日本の伝統文化というのが売りになっているということだと思っています。日本トータルとしてはそうだと思います。

そして、「新・観光立国論」、これはデービッド・アトキンソン、実はいろいろな縁でこれをちょっと勉強したんですけれども、フルメニュー、いろいろな要素がなければリビ

ーターは来ないだろうと。その中に、気候、自然、文化、食事、この4つが書かれています。その4つがバランスよくいいこと。そして、バランスがよくて、その4つ全てが味わえるところにリピーターとして来ると。観光地というのは、やはりリピーター率の高いところが観光として伸びるんだといったようなことが言われています。

今のことで言うと、文化というのは何かというあたりですけれども、文化財的な文化、否定するものではありません。しかしながら、みなかみに来てくれている、例えば台湾からの教育旅行、この方々がみなかみに来るときに、どこに寄って、何を喜んでいるかというところ、成田から川越に寄って、川越の江戸時代の町並みを見て、そこで着物を着せてもらったということが非常にうれしいと言っています。つまり、文化というのは、日本の伝統的な生活文化であり、みなかみで言うと、農村景観であったり、あるいは一部にありますけれども、お寺に行って座禅を組んだり、あるいはお寺で精進料理を食べたりということを含めてだろうと思っています。その中でいわゆる文化財的文化観光、これについて否定するものではありません。重要な要素だというふうに思っていますけれども、あえて申し上げさせていただいたのは、この間展開してきている第一優先順位のものではないということだけはお答えさせていただいて、それ以降について具体的な文化財の保全であるとか、あるいはそれを観光にどう生かしていくかと、それらについても現在検討しておりますので、後ほどのご質問に応じてお答えしたいと思っております。

まずの答弁とさせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） いろいろご答弁いただいたわけなんですけれども、やはり、確かにアウトドアスポーツ、そしてまた、大自然、そしてまた、みなかみ18湯と言われる豊富な温泉を目的にされて来られる方というのも、大いに結構かと思っておりますけれども、やはり今後、高齢化という部分において、こういったことで文化財等に興味を持たれて、このみなかみに訪れていただく方に、少しでもこのみなかみを印象づけられるような、そういったものもこれからは大切になってくるのかなと、そんなふうに思っております。

それでは、余り今、大ざっぱに広く聞いてしまいまして申しわけなく思っておりますけれども、今度、ちょっと施設として絞らせていただきますけれども、今、矢瀬遺跡というものを、確かに発見当初は、非常にニュースでも騒がれましたし、新聞紙上でも大いに騒がれたわけなんですけれども、今現在、確かに施設としては非常によく整備されております。しかしながら、どうしても、今、阻害されているような、言葉は悪いんですけれども、非常に誰も忘れ去られているような状況にあるような気がしてなりません。

この非常にコンパクトに縄文時代の村を再現されているところというのも、なかなか少ない、全国でも少ないと思いき、そしてまた、非常に貴重な施設であると思っておりますけれども、これについて、今までの教育委員会の取り組み、または今後どのように活用していきたいかというのを教育長にお伺いしたいんですけれども。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） ご質問いただきました今後の矢瀬遺跡の活用についてでございますが、現在はみなかみ管内の小学校で、実際には古馬牧小学校、そして桃野小学校・月夜野北小学校、この3校が課外授業の際に、スクールバスで矢瀬遺跡を訪れておまして、月夜野郷土資料館、歴史資料館とセットで担当者が現地説明を行っております。

今後につきましては、矢瀬遺跡を含めた主な史跡等を実際に見て回れる史跡めぐり、こういったことを昨年から校長先生にお願いしているんですが、やはりみなかみ町のふるさとを大事にする、ふるさと学習をしっかりとくださいということとかかわらせて、史跡めぐりを実施することを現在検討しているところでございます。

また、矢瀬遺跡につきましては、修復工事が今年度終了いたしますので、みなかみ町歴史ガイド協会とうまく調整をさせていただいて、矢瀬遺跡等のガイドも実施していただく。こういうことができると、多くの人にこの遺跡を知っていただく機会が提供できるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

議長（林喜美雄君） 森君。

（2番 森健治君登壇）

2番（森健治君） 教育長のご見解ということで伺いました。

次に質問の予定だったのは、町内の小学生、中学生にどのような町の歴史文化を学ばせているのかなというふうなことをお聞きするつもりだったんですけども、教育長の答弁の中に含まれているのかなということで割愛させていただきます。

やはり子供たち、今答弁にもありましたけれども、就職、または進学等で、この町を離れてしまう子供たちがたくさんいると思います。そういった中で、やはり自分たちの町は大自然だけじゃないんだと。いろいろな史跡、文化、そういうものがあるんだということより多くの子供たちの心に残るような学習をしていっていただきたいと思っておりますし、また都会——全てが都会に出るわけじゃないんですけども——行っても、そういった誇れるような学習が今後必要ではないのかなと。そういったような質問を次にしようとしたんですけども、お答えいただきましたので、割愛させていただきます。

また、先ほど教育長のほうから矢瀬遺跡等でご答弁いただきまして、いろいろな活用方法ということで考えておられるということ。あそこには「は一べすと」があるんですけども、一応道の駅ということで、その建物自体は、前にも町長ご答弁いただいて、やはり民間を邪魔するわけにはいかないんだということで、その拡充というのは、それほどはできないだろうという答弁をいただいておりますので、ただ、あの中でも、やはりいろいろな組合、いろいろな出資者等でできておまして、非常に頑張っております。その中でもやはり特徴的なものというのが、まだちょっと欠けているのかなという部分で、今後、いろいろな取り組みで、やはりあそこ全体を盛り上げていく必要はあるのかなと思っております。

また、その「は一べすと」なんですけれども、そこにやはり定年等された方が平日、矢瀬遺跡に行って、その中で「は一べすと」等に矢瀬遺跡の出土品等の質問をされるという話を伺いました。この出土品はどこにあるんですかということで聞かれるということなん

ですけれども、今、郷土資料館のほうに置いてあるわけなんですけれども、その郷土資料館、日曜日にしかあいていないということで、なかなか案内のほうができない。そういったところで、非常に心苦しいところがあるんだよというようなお話も聞いております。

そういった中で、教育長にお伺いしたいんですけれども、この郷土資料館の平日、なかなか常駐されるということは、予算のほうもということで難しい部分はあるのかもしれませんが、やはりたとえ1人、2人でも、そういったものを見たいという方のニーズというものもあることを考えていただきまして、その郷土資料館の平日の開館についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（林喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 月夜野郷土歴史資料館の平日開館ということでご質問いただいておりますが、この歴史資料館につきましては、昭和57年11月15日に開館をいたしております。調べてみますと、当初は、月曜、祝日、それから年末年始が休館で、そのほかは一般公開されてきて、昭和60年前後が最盛期でございまして、入館者数は年間3,000人を超えておりました。そして、平成4年から6年には、矢瀬遺跡の発掘調査が行われまして、調査終了後に遺物をどこへ展示するかについて検討されまして、新たな資料館を建設することも含めまして検討されたわけですが、現在の月夜野郷土歴史資料館に展示するということになったわけでございます。

平成に入ってから入館者数は減少の一途をたどっておりまして、平成16年度から開館日を土日のみにするというように変えたわけでございます。合併後、年間入館者数が500人を切りまして、平成19年度からは開館日を日曜日のみということで、現在もそのまま日曜日というように行っております。それ以降、平成24年度につきましては、年間255人、そして平成25年度は327人、26年度は271人ということで、こここのところ300人前後というふうになってきております。そんなこともございますので、入館者の減少の対応策ということで、日曜日以外でも事前の予約をいただいた場合に、たとえば個人客であっても開館するというようにしたり、学校等の団体につきましては、積極的に減免措置をとって受け入れるようにしていきたいということでございます。

この経過を見ますと、現状のまま平日に開館をしても、入館者の増加につながるということはなかなか考えにくいところですが、矢瀬遺跡とうまく連携させて、その活用を含めまして、観光面での連携を考慮して、今後検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどお答えさせていただいた中に、子供たちのための町内の歴史文化の学習についてということで、少し含まれていたんですが、小学校では、先ほど3小学校が現地視察をしているということで申し上げたんですが、副読本というのが当然学校にはございます。これをもとに学習をしているんですが、現在、歴史文化版を作成するというように、町内版の歴史文化版の今後作成について検討しているところでございます。

特に町内の代表的な史跡、重要な文化財、これを簡単な文章で小学校でもわかりやすいように紹介することで、実際の授業にうまく使って、見学するルートもそこに入っている

といいなというふうに考えております。町内の小学生、中学生に代表的な史跡を見てもらって、今後それを大事にしてもらうということを目的としております。そういうことがみなかみ町民、今後の町民が郷土の歴史文化を大事にする、知ることにつながるというふうに考えているところでございます。

雑駁ですが、以上、答弁とさせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 教育長、ご答弁いただいたわけなんですけれども、平日開館については今後の検討ということで、やんわりと断ったわけではないですよね。

本当に真剣に考えていただきまして、今、その当初と違って、やはり元気な年寄りと言っちゃ申しわけないんですけれども——が自分の車で運転してきて、ふいに立ち寄って、そこを見て、興味を持たれると。その中でやはり事前の予約ということは、なかなかできない。それでまた、そういったものを見たいという声が実際に上がっておりますので、そういったことを今後真剣に検討していただきたいと思っております。

先ほど教育長のほうで、子供たちということで、やはり今、多感な子供たちの郷土愛、そういう部分で、やはりこういったみなかみ町の歴史、そして文化、遺跡等、そういったものを子供たちの胸に焼きつかせるというのが非常に大事になってくるかと思えますし、またこのすばらしい町にまた帰って来たいと、これは希望的観測なんですけれども、そういった子供たちも今後ふえていってくれることを切に願っております。

また、先ほど子供たちが都会のほうに出るということで、今、東京のほうで上毛かるたの全国大会ということで、これは「KING OF JMK」というらしいんですけれども、それが非常ににぎやかな中で行われているというようなニュースが、半年ぐらい前の新聞だったと思うんですけれども、そんなようなことで載っております。やはり群馬県出身の方が多のかなとは思ってますけれども、その中でやはりその人たちがなぜそれをやるのかと言えば、やはり郷土愛なのかなと思っております。自分たちの生まれたふるさとをいつまでも忘れないというようなこと、やはり都会に出ても忘れないという方が非常にたくさんいらっしゃるのかな、そんな中でそういった上毛かるたの全国大会が非常に盛り上がっているのかなと思っております。

また、それに関連いたしまして、上毛かるたの今、アプリ、上毛かるた44枚をめぐるスタンプラリーアプリというのが今開発されようとしているという話があります。これは早ければ10月ごろにできるんじゃないかなと。これは非常にみなかみ町にとってもチャンスになってくるのかなと。みなかみ町、「理想の電化」も入れれば5枚ですかね、あるわけなんですけれども、そういったアプリを使って、今後、都会から訪れてくださるお客様も多いのかなと思っております。

そこでなんですけれども、最近、これはまた町長に何を聞いているんだと言われるような気はするんですけれども、自分、住んでいるところが住んでいるところですので、これは聞かなきゃならないということで、茂左衛門についてご質問させていただきます。

茂左衛門、ご承知のとおり真田の殿様の悪政を直訴して打ち首ということになっており

ます。そういった中で、最近、茂左衛門のほうにも観光客ということで、名胡桃城に行った後来ていただいているような方が、たくさんとは言いませんけれども、来ていただいております。我々の住んでいる地区では、観光という部分では、なかなか資源がありませんので、そういったところでこの茂左衛門を生かしていこうということで、そういった取り組みもたくさん——たくさんでもないですけども、なされております。

ご承知のように茂左衛門地蔵尊というのは宗教法人でありますので、町の介入ができないというのは重々承知の上で、観光面という部分に絞らせていただきまして質問させていただきますけれども、今後、観光という部分、観光客がふえた場合、いろいろな施設等を考えております。そういった中で、また雑駁な質問で申しわけないんですけども、今後生かしていきたいと思っておるんですけども、とりあえず町長がどのような意見を持っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、最後の質問に答える前に、何点かお話がありました。

上毛かるたの大会が2013年、「ぐんまちゃん家」でやって、5回目が、今は板橋の区立文化会館で行われるというのを調べさせていただきました。これのアプリが出るということですけども、「ポケモンGO」のときに何が書いてあったかという、アプリというのは部屋で楽しむものだと思っていたら、表に出て行くという新しい使い方が始まった。そしてまた、そういう関連でいろいろなアプリがさまざまところで開発されているというのは事実だろうと思っていますし、そういう新しい方向で来ていただけるとありがたいことだと思っています。44枚のうちの、私がいつも言っている「理想の電化に電源群馬」、これはどう見ても6割か7割はみなかみだぞと、こう言っているわけですから、札が5つあるわけですから、ぜひそういう形で来ていただけるようになるとありがたいなと思っています。

ちょっと何点か今まであった中で誤解があるといけないので確認しておきますが、「はべすと」をいわゆる農産物直売所として機能を高めるということについては必要だろうと思っています。私が申し上げたのは、田園プラザと違って、お客さんの全てのニーズを1カ所でカバーするというのは、みなかみには適さないんじゃないかと申し上げただけで、矢瀬公園に行きたい人に、もう少しいろいろなものを食べさせてあげるとか、あるいは新しい農産物なり加工品を提供するとか、そういうことについていろいろと農政サイドで連携しながらできればありがたいかなというふうに思っています。

そして、今の茂左衛門の話につきましては、私も初詣、それから節分、春分の日と秋分の日、全部行かせていただいていますし、まさに、今、森議員の立場でとおっしゃいましたけれども、みなかみ全体としても、やはり中心の地域だろうというふうに強く思っています。そのところで地域の子供たちが集まることも、あるいはコミュニティがしっかりと皆さんが運営をやっていただいているということについても誇るべきものだと思います。

十分ご理解賜った上でのご質問なので、どこを答えようかと思っておりますけれども、1つ、先ほどの矢瀬の遺跡の活用と同じようなことになるんですけども、いろいろな史

跡、遺跡、あるいは古墳だとか文化財という形もありますし、きのうも若干間接的に触れた先人から預かっている文化伝統、神楽だとか獅子舞だとか、これも宗教活動というのか、あるいは地域の伝統活動というのか、文化保全というのか、これは非常に難しいところがありますけれども、いずれにしても、それが町内各地で行われています。これについては貴重な資源だというふうに思っています。

そして、今、ツアーを組んで観光客の集客に結びつけるには非常に有意義な資源だろうと思っています。特に外国人に限らず都会に住んでいる方々が、神楽だとかそういうものに触れる機会がないので、そういうのが何月何日に来ると見られるよということになると非常にいい資源になるんだらうと思っています。

そして、なおかつ何を思っているかという、温泉だとかアウトドアだとか来てもらって1泊してもらった次の日の活動ということで、長期滞在につながることができるのではないかと思います。

ところが、今そういう細かい情報も、ご指摘のあったようにSNSだとかフェイスブックだとか、さまざまな形で、もちろん観光協会、DMOで発信しても当然いいわけですが、そういう形で発信できます。そして、その中で何月何日、何とか神社を回って、その後、矢瀬遺跡の資料も見たいというような形で、どう言えばいいんですかね、インターネット、SNSと言えいいんですか、経路で自分のコースをつくってもらって、しかるべきところに申し入れてもらうというような形でできるのではないかと思います。

ちょっとまとめた形で言うと、有形無形の文化財については、短時間でも楽しめるコースだとか、じっくり時間をかけながらめぐるコースなど、いろいろな施設のPRを含めて、町内を周遊する観光コースの中にうまく取り入れて、多様な観光客の要望にこたえるような企画として検討を始めていきたいと思っています。

このことについて、着地型観光とよく言われていますけれども、ここに来なければ体験できないというものです。そういうものをうまく宿泊と連携させながら、観光商品としてつくり上げていく。そして、さっき申し上げたように滞在時間を伸ばしてもらう。これらについては、町の資源を一括して管理するという観点から、まさにみなかみ版DMOの取り組むべき重要な仕事だと思っていますので、DMOのほうで今申し上げたような形、そういう形の個別のニーズに合った観光コース、あるいはその中にガイドの方はどこに入っていたとか、そのときに、先ほどご指摘のあった歴史文化会館の開ける時間をその中にセットするといったようなことで、十分活用していただけるのではないかと思います。

茂左衛門さんを含めて今ご指摘のあった点については、今後、緻密に観光ルートをつくる。そして、お客さんの個別のニーズにあわせたルートのつくり方というのは、今後可能になってまいりますので、そういう形の中で十分以上に活用——活用と言ったら失礼ですね、貴重な文化伝統、茂左衛門さんを含めて入れていくということは可能だらうと思っています。

議長（林 喜美雄君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 非常に答えにくい質問だったかと思うんですけど、お答えいただきました。

た。

用意させていただいた質問は以上なんですけれども、やはりこのみなかみ町、たくさんの資源あります。それで、自然、温泉、そしてまたアウトドア等々あるわけなんですけれども、今後、もし何かをつくっていかうという部分では、お金もかかりますし、非常に時間もかかってくる。しかしながら、こういった伝統文化、遺跡というのは、今あるものですから、これらを宝としてとらえていって、今後またいろいろなニーズにこたえていっていただければ。

いろいろな大学の先生とかの講演聞かせていただきますと、やはりみなかみ再発見ということで多くの先生がおっしゃっておられました。これこそまさにみなかみ再発見なのかなといった中で、やはり今後、高齢化とともにいろいろなお客様が訪れてくださるといった中で、やはりリピート率というのを上げていく必要があるのかなと。そうやってこのみなかみ町全体が盛り上がっていけばいいなと思っております。

非常に雑駁な質問で申しわけなかったんですけども、以上で一般質問を終了させていただきます。

議長（林 喜美雄君） これにて2番森健治君の質問を終わります。

通告順序3 1番 高橋 久美子 1. 獣害対策について

議長（林 喜美雄君） 次に、1番高橋久美子さんの質問を許可いたします。

高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 1番高橋久美子、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、獣害対策についてです。

相手は動物ですし、自然によって左右される大変難しい、簡単に答えの出ない問題ですが、合併して10年が過ぎ、どのようなことが課題なのかを確認しながら質問させていただきます。

本年度は、毎日、クマの出没メールが出されるように、非常に活発な動きが見られます。この点につきましては、7月度の全員協議会で農政課長からも説明がございましたが、今回の質問をするに当たり、重複するような点がございましたら、お許しをいただくことをお願いしまして、進めさせていただきます。

当町では、合併前から水上支所管内、新治支所管内を中心にサルの被害が広がり、平成12年ごろから猟友会の皆様のご協力を得て、捕獲隊を組織して、野猿の監視パトロールや追い払い、捕獲を実施。サルやイノシシの被害がより深刻化してきたので、捕獲奨励金制度を設けたと言われます。

また、平成16年度から18年度の3カ年には、国・県の補助事業を活用して、町内各所に大がかりな電柵を設置。平成20年度にはみなかみ有害鳥獣対策協議会が設置されま

した。平成23年度4月には獣害対策センターが設置と、組織的にも充実を図り、獣害被害の防止に積極的に取り組まれ、この約10年間、さまざまな角度から獣害対策に取り組まれてきました。

そこで、お聞きします。

一般的に獣害被害で認識しているところだと、サル、イノシシ、クマ、シカなどだと思いますが、この10年、被害を及ぼしているけもの種類や被害などで大きく変化している点がありますか。また、過去のデータで被害金額を見ますと、平成22年度の被害総額は1,190万円、23年度が1,088万円、24年度が717万円、25年度が707万円、26年度が729万円となっていますが、平成27年度の被害総額はどのくらいになっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（林喜美雄君） 町長。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） 今、議員のほうから個別の数字の提示もございました。具体的な数字については、後ほど農政課長に答えさせます。

一般的なお話でございますけれども、今ご指摘のありましたような被害額というお話があります。丸めて言うと、近年、おおむね700万円程度かなという中で、この間いつも申し上げているんですけれども、年間、獣害対策に4,000万円以上かけています。つまり、行政投資として700万円の被害を防ぐのに4,000万円の投資をしていいのか。これは当然、行政の投資効率という議論からすればあると思います。しかし、これは町民の、あるいは町の農業の安心・安全を守るというための投資ですから、国防費とは言いませんけれども、必要な金だというふうに思って投資してきているところです。この投資額というのは、総体的に他の市町村に比べて大きいというふうに思っております。

そして、今お話がありましたように、旧市町村からみなかみ町になったから獣害がふえたというわけでは決してなくて、有害獣の数が非常にふえてきているというのが現況でございます。具体的数字、何年にどういう動物でどういう被害を受けたかという個別の数字でございますので、農政課長に答弁させます。

議長（林喜美雄君） 農政課長。

（農政課長 田村雅仁君登壇）

農政課長（田村雅仁君） お答えいたします。

まず、動物の種類ですが、クマ、シカ、イノシシ、サル、ハクビシンが主な動物でございます。

それで、野生動物の被害の状況ということでございますが、クマにつきましては、被害金額大体200万円から300万円弱という金額が平成22年のころから推移をしているところでございます。

それと、シカにつきましては、22年ごろ20万円ほどでございましたが、27年は10万円というような状況でございます。

イノシシについても、ほぼ変わりはありませんで、平成22年度からでございますが、280万円、27年度が212万円というような大まかな数字になっているところでござ

います。

サルにつきましては、若干減ってきておりますが、平成22年度285万円、それから27年度については97万円というような状況でございます。

それと、ハクビシンについては、若干減りつつあるんですが、22年62万円、それからずっと徐々に10万円ずつぐらい減りまして、27年度では39万6,000円というような被害の状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） ただいま詳しい数字をお答えいただきましたが、大体、クマ、シカ、イノシシというものが被害金額の割合を大きくしているわけですが、全体的な総体的な被害額としては、ここ数年700万円前後で、先ほど町長からもご答弁いただきましたけれども、そういった状況で推移をされていると思うんです。

この700万円前後で、先ほどの町長の答弁と重なってしまうかと思うんですけれども、700万円前後で金額が推移されているということと、またここ数年は具体的にどのような対策をとられているかお伺いいたします。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどお話がありましたように、平成23年に獣害対策センターを設置しまして、町の重点課題として取り組んでいるということでございます。そして、この間、電柵については、逐次伸ばしているという状況です。そして、お話しのとおり、どこかを電柵で囲えば、囲っていないところに有害獣が移動するというものですから、これについては次から次にとやっけていかなきゃいけないということで、相当程度この間伸びております。

進入防止柵、年度ごとによって設置量が相当違いますけれども、累計で150キロメートルの電柵があるという形になっております。

私もいろいろなところで、この獣害の話についてはやっております。被害額減ったのかどうなのかということについては、統計上は減っています。これは正しいんです。そして、私がいろいろなところでしゃべっていますから、割と有名になっているので、ここでもしゃべりますけれども、おばあちゃんが、孫が来週来るよ。トウモロコシがおいしくなりそうだということで期待して待っていたと。そうしたら、孫の来る前の日にトウモロコシ20本全部サルに食べられたと。これは被害額で計算すると2,000円です。この被害額2,000円というのは、本当に2,000円でしょうかという話をよくさせてもらいます。

そして、もう1点は、有害獣の被害額というのは、基本的には伸びていかないと言わせていただいています。何かというと、あるところで3年続けて被害が生じたら、そこの農家は耕作をやめます。そうすると、そこの被害額ゼロになりますから、毎年700万円だよということは、新しいところにどこか移動していて、耕作しないところがふえているという可能性が非常に高いので、このことは気をつけなきゃいけないというふうに思っております。被害額が減っているということと、獣害のいわゆる影響が弱くなっているんだということではないと。確かに有害獣の数はふえているという等のことがあります。

今ご質問いただいたことに非常に雑駁に答えてしまいました。それ以外としては、森林の下刈りとか、森林整備隊にも参加してもらっていますし、あるいは緑の県民税も使わせてもらっているということで、いわゆる森林のうっそうとしているところ、境界の森林の草刈りをやるといったようなことについても、この間、大分進めてきておるところでございます。

そして、農家の方というか、町民の方に追い払い用の花火ですね、発煙筒、音のするやつですね。轟音玉を随分配付させていただいています。具体的にいろいろな数字がありますので、もし必要であれば農政課長に聞いていただければと思いますが、そういうことについても相当力を入れているということです。

そして、またこれは個別の数字はいろいろあります。そして、年度ごとにいつから何についてというのはありますけれども、それぞれの有害獣に対しての駆除のときのいわゆる補助金というか、お支払いしている金額、これは総体的にみなかみ町は高いという形になっています。おおむね1万円前後ですが、けものによって違いますし、年度によって変わっていますので、もし必要があれば、これもまた農政課長のほうから答弁させます。

私の答弁は以上です。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1 番（高橋久美子君） 先ほどいろいろ細かな点で対策のほうをお答えいただきましたが、やはりクマとかシカ、そういうものに、あとイノシシとかは、先ほど町長が言われたように電柵というのが作物そのものを守るという観点から非常に大事だと思うんです。それで、その上でまた国や県の指導のもとに捕獲による個体数の減少、またサルなどの個体群の管理、そしてそういう防護柵で農作物を囲むなど多くの方々のご尽力で被害の防止をしているところだと思いますが、先ほども町長がお答えしたように、本当にこの鳥獣被害というのは、お金でははかれないところというのがあると思います。

トウモロコシのできる時期になりますと、私の知っている人は、夜、トウモロコシ畑に外灯をつけて、それでラジオをがらがんかけて、それでムジナを追っ払っているわけですが、まさにお客さんが来る前にムジナに全部やられちゃったみたいなこともお聞きしていますし、私自身も、うちの裏は竹やぶなので、ここ8月の頭ぐらいは毎日イノシシが出てきて、犬が夜中の12時過ぎぐらいになると、わんわんわんわんほえて、ちょっとうるさくてみたいなの、そういう状況で、いろいろなところで、わざわざ役場には言わないけれども、さまざまな面で、まして農家で経営されている方々なのは、そういう被害、野菜とかそういうものに対する被害ということでは、本当に大変だと思います。

それで、あとは先ほど言いましたように、もうそれが高じてくると、もうつくらない。トウモロコシも、何もサルにくれるためにつくっているんじゃないということで、そうしますと、耕作放棄地がどんどんふえてくるという、そういうような形になっています。本当にもやもやとしたものを抱えていると思うんですけれども、本当にこういった町民の方のこのような声にならない声もしっかり耳を傾けていただきたいと思います。

そして、さきにも述べましたように、年々深刻化されている獣害被害なんですけれども、

ちょっと先ほどのことと重複するようであれなんですけれども、約10年間、合併して取り組んでこられたわけですが、特に町長が今、課題とされているようなところというのは、どのようなところだとお感じでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 有害獣対策、相当力を入れているけれども、被害額は別にして、実際の被害は大きくなっているという認識を持っているというふうに申し上げたところです。

この間もやってまいりましたけれども、やはり個体数が非常に増加し、生育地域も拡大していると。これは逆に言うと、シカも随分出るようになったよねみたいな話もありますけれども、いわゆる動物ごとに、いずれにしても出没地域がふえているということは間違いありません。この辺については、やはり捕獲対策を強化することしかないんだろうと、はっきり言ってそう思っています。

この辺の話については、全国的にも同じような議論があったということが背景だと思えますけれども、環境省では平成26年5月に鳥獣保護法、いわゆる鳥獣保護法で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というものがあって、なかなかいわゆる駆除がやりにくかったというのがありますけれども、今申し上げた26年5月に法律自体を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ということで、管理という言葉が入りました。これは数がこの間非常に増加して、生息地域も拡大して、それらによる鳥獣によって生活環境、あるいは農林水産業、あるいは生態系にかかわる被害も生じてきているというようなことで、その法律の中に措置を位置づけた。措置を位置づけたといたって、保護だけだったのが管理が入ったと。管理というのは何かというと、適正な数に管理する。つまり駆除していいよというふうになったというふうに理解するのが早いんだろうというふうに思っています。

したがって、この間も駆除に対する補助金であるとか、あるいは捕獲対策の強化で捕獲隊を組織したということはやってまいりましたけれども、これらを強化させていく必要がどうしてもあるというふうに思っています。どういう形で強化するのかということについては、この間も猟友会の皆さんに随分頑張ってもらっていますし、さらにそれをお願いするというあたりが可能なかどうなのか。管理に力を入れていくという段階に間違いなく入っているというふうに思っていますけれども、具体的にどうやれば適正数に管理できるのかという課題については、依然残っているという認識をしております。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 今お答えいただきましたが、町長のご認識ですと、捕獲固体数を多くして、ある程度けもの数を抑えていくということだと思うんです。

それで、私のところにはいろいろお声いただくんですけれども、先ほど言ったイノシシ、クマとか、サルなんかにもそうですけれども、電柵というのは、本当に非常にやはり有効な手段だと思うんです。ただ、県の補助金なんかを使ってする電柵ですと、今、大体年間五、六件ずつぐらい慢性的に補助が受けられないでなっているという状況をお聞きしました。そういったところで、すぐに使える町の支援がないんですかという声も聞かれます。

また、町の26年度の振り返りの中でも、地域住民を巻き込んだ対策の構築、また補助対象となる区域の、要するに電柵を考えた場合ですね、そういった場合に補助対象となる区域の設定が難しい農地が残ってしまったため、町単独事業の支援も求められるということで書かれています。そして、けもの出没しにくい環境を整備するために、地域での刈り払い活動が継続される方向性の検討も明記されているんですけども、この辺のことにについてはどう町長は認識されていますでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 電柵につきまして、県の補助等についても、あるいはその前、国の制度もありましたが、一定の基準に基づいて大規模なものであるとか、複数の農家にかかわるものと、あるいは延長がどのという基準、これは当然補助金ですからあります。

先ほど申し上げたように電柵のあるところに入ってこずに、それ以外のところに行くということですから、被害を受けていたところに電柵が設置されたことによって、それ以外のところが被害を受ける。それについていわゆる公的な支援の手段がないところも、そろそろ手をつけないと、そういうところが残っているとご指摘だと思います。その認識はそのとお持ちしております。これについてどういう形で町がかむのか。つまり、わかりやすく言うと、どの規模まで見るとか、あるいは補助率を幾らにするとか、これについては検討を進めているところです。今お話しがあったような声については、随分聞いております。

そして、今、刈り払いの話がありました。地域を守るために刈り払いと。有害獣という点もありますし、それ以外の形でも、それぞれの地域で、場所が山際であったり、農地の周りだったり、あるいは道路際だったり、場所によって活動は違いますけれども、実際地域でいろいろやっていただいています。これについて町が直接関与していないとか、地域活動としてやっていただいているとか、あるいは町が関与するとしても、河川沿いの一部だとか、そんなことがありますので、それらのバランスも見なきゃいかんだろうというふうに思っています。

獣害対策のためにこの部分については、刈り払いについて補助金を出すとか、そのところまではまだ検討はしていません。具体的な検討といっても、なかなか今申し上げたようないろいろな要因が複雑に絡んでくるので難しいのかなという気はいたします。けれども、そういうものに対してどういう支援をするんだと。このことについては、また議員の皆さんに限らず、幅広い方々のご相談しながら、適切な手段があれば検討していきたいと思っています。一言で言うと、いい方法がまだ私では思いついていないという答えになります。申しわけありません。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） ことしの7月31日にみどり市で主催した講演会を聞きに行ってきたんですけども、それが地域で取り組む獣害対策、「なぜ野生動物が集落に入り込むのか、その原因と対策」というテーマで、長岡技術大学野生動物管理工学研究室准教授の山本麻希さんという女性の方なんですけれども、その方の講演を聞きに行っていました。

その講演で印象に残ったのが、鳥獣被害対策はだれがするのかという内容です。少し引用が長くなりますが、行政担当者はわずか二、三名で、3年ぐらいで異動になってしまったりしている。また、狩猟者の方は年々減少してきて、高齢化は今、全国的にも深刻な問題であると。農業者や住民は、どちらかといえば行政、また狩猟者頼みであるという、この現状では、解決にはなかなかならないのではないかと指摘をされていました。

そこで、それぞれの役割を整理してみると、県は県内の野生動物対策の戦略づくりと市町村の対策を支援する。市町村の役割は、県の戦略を踏まえて被害防止計画を策定、実施。それと、農業者、住民の方の対策を支援するというのが市町村の役割ではないかということです。狩猟者の役割は、野生動物の捕獲です。農業者、住民の役割は、被害対策の実施で、具体的には防護柵の設置、管理、追い払いなどとなります。今までの獣害対策は、自治体の職員の方が中心で、対策の実施に当たっていましたが、今後のキーワードは役割分担とのこと。獣害対策は、それぞれの立場の人がそれぞれの役割を果たすことが大事とのこと。集落単位で取り組む住民参加型の被害対策を進めるのが望ましいのではないかとということで、このときに先進事例を紹介していたのですが、人の体の病気のように、どのような病で、どのような治療が必要なのかと医師に診断していただいて病気を治療すると同じで、獣害に対しても集落ごとにどの獣害にどのような対策をとれば効果的なのかをそこに住む地域住民と一緒に考え、アドバイスしてくれる集落環境診断導入を取り入れて成果を上げているところもあるようです。そういったところをぜひ研究をしていただければと思います。

そしてまた、引用が長くなりましたが、地域の方のやる気を引き出し、役割を果たしていただくためにも、町単独の補助は必要だと思います。

ちなみに、沼田市では、1世帯で防止柵を設置するのにかかった費用の半額で上限5万円。2世帯以上で構成する団体に連続するほ場に防止柵を設置する場合は、かかった費用の半額で上限10万円の補助を実施しています。また、中之条町では、地域の団体を対象に、有害鳥獣の被害を受けている道路や河川及び民家等の並びの農地、山野を含む山林、または周辺の地域ということで、10アール当たり、やぶの状況に応じて1万円から10万円の補助を実施しています。県の補助ですと、前年に申請しないと受けられませんが、町単独の補助でしたら、必要なときに申請が可能。けものは待ってられません。

以上のような観点から、町単独の補助金をつける支援をするお考えはございますでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、それぞれの組織の役割についてお話が改めてございました。今ご指摘いただいたところについては、みなかみについては相当やっているなというのが率直なところ。です。

地域ごとの話については、先ほど別の答え方をしましたけれども、地域でいろいろな地域管理の活動をやっていると思っています。それらの方々に獣害という視点から改めて講義を申し上げます。講演会をやるというのは、行政は得意ですから、議員に何かやれと言われてたら、講演会をやっておくと、行政はやったふりができる。効果がある

かないかは別として、やりましたと答えられる。非常に行政にとって便利な手段です。それをやることについて全くやぶさかじゃありません。だけど、本当にそれで効果があるのかいということについては、先進事例を勉強しなきゃわかりませんが、講演会を開けば、それで済むということではないだろうと思っています。

そして、改めて、沼田がこうやっている、中之条がこうやっているという話がありました。この間、何を言われてきたかという、駆除の動物に対してみなかみの補助率が高過ぎると。沼田じゃなかなかやってくれないけれども、みなかみのほうが高いからだという形で言われていました。これは別に高いからいいというふうには思っていませんけれども、この効果も限定的で、さらに進めていかなきゃいかんというふうにはしています。こんなこともありますし、電柵の話は、まさにさっきお答えしたとおりです。大きなところから、あるいは営農の中心地からどんどんやって、残っているところがあると。これはもう何とかしなきゃいかんだろうと、そのご指摘どおりだと思います。沼田と同じ水準の補助の出し方が町民の理解が得られないというふうには思いません。これについては勉強させていただいて、早急に取り組むことを考えたいと思っています。

また、詳細に内容等について調査した結果で対応させていただきたいと思います。恐らく農政課のほうでは、その辺の様子をつかんでおりますし、あるいは駆除のほうで言うと、今回、川場に入れる大型の捕獲おり、これらについても検討、準備は進んでおりますので、また議員の皆さんにご相談する機会があるかと思っています。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 先ほどお答えいただきましたが、被害額をもちろん減らしていくということも大事なんですけれども、何度も言ったように、なかなかこの鳥獣被害というのは、お金ではかれないところの部分というのがございます。それで、まさに町民の方のやる気を引き出すという、その部分のところのきっかけとして、そういう対策を町でとってくださるということが、一歩、鳥獣害対策の前進につながるのではないかなという視点があると思うんです。

それで、これはまた具体的にそういった部分から前向きに検討していただきたいんですけども、そういう補助ということもすごい大事ですし、先ほど言った獣害対策に対するやる気を出させるというところの部分で、ある人が言っていたんですけども、「農家の方だけが頑張っても、獣害対策というのは解決できないんだ」と。そこに住む住民の方が一体となってやっていかないと、先ほど言ったように、こちらで困えばあっちに動くというような形で、本当に一体感を持ってやっていかないと、なかなか問題の解決にならないというのが多分現状だと思うんですけども、そういった部分で獣害対策の意識啓発を粘り強く展開していく必要があると思うんですけども、その辺に関しては町長、どうでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどの組織ごとの機能分担のところでもご指摘がありました。住民参加というのは、実に大事だと思っています。思っていますという言い方は、言っただけで、こ

の間、不十分だと、ご指摘のとおりだと思います。

つまらない話をしますけれども、何年か前に、小学生が集団登校するときに、サルが出ているから、校長先生が追い払うまで待っているという指示があったので、小学校5年生、6年生だったら、石を持って行って一緒になって投げてこいと。それが住民参加だろうと思ったんですけれども、小学生にそんな危険なことをやらせるとは何を考えているんですかと。つまり何かを住民がやるということについては、非常に抵抗感があると思ってしまったわけです。

ただいまの高橋議員の特例というのは、非常に重要な視点だと思いますし、やはり住民の方々にいろいろな形で参加していただくということは大切だと思っています。参加の程度と、それに対する支援がどの程度であるべきか、これについてはバランスの問題もあらうと思いますし、効果的な手法だろうというふうに思っています。これらについてはまたご相談しながら、どういう形で住民の方々にご参加いただけるか、十分住民参加というのは大事な要素だということについては、ご指摘のとおりだと思っていますので、いろいろな手段を考えたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） それでご提案なんですけれども、定期的に町民の方を対象に講師の先生をお呼びし、住民参加型の先進事例等を交えての講演会の開催を企画して、そのときに獣害でパトロールされているパトロール隊の活動報告をしていただいたりするということが、またより住民の方にどういう取り組みをされているのかというのをわかってもらえるいい機会になるのではないかと思います。

そしてまた、各種イベントの際に獣害対策コーナーなどを設けて、わなの種類や仕掛けの説明や展示などをして、子供からお年寄りまでさまざまな方に興味を持っていただく仕組みも大事かと思っています。

そして、追い払いなども可能であれば、体験型でイベント的な要素も交えてできれば、獣害対策を通して人の交流や人材育成にもつながるのかと思いますが、このような取り組みについてはどうお考えになりますか。

また、町民の方の啓発の視点というところで、冒頭にも触れたんですけれども、これから秋本番、クマの動きがかなり活発にさらになってくると思うんです。それで、きのうなんですけれども、ちょっときょうチラシを置いてきてしまったんですけれども、その獣害対策センターからいただいたチラシの中に、「あっ、クマだって、こんなときこれだけは覚えておこう」というのが具体的に書かれているA4の1枚用紙のチラシがあったんですね。これは具体的にクマに出くわしたときどうすればいいのか。メールでは結構来ていますけれども、具体的なことは何も書いていないので、皆さん心配はされていると思うんです。それなので、やはり一人一人が自覚して行動しないと、なかなかそういった被害から自分の身は守れないのかなということを思いますので、そのチラシを回覧のときに全戸配布するか、または10月度の広報に載せるなどして、これからもっと活発になるクマの動きとかに注意するという注意喚起する対策も必要ではないかと思うんですけれども、その

点についてはどうでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今幾つかお話がありました。改めて講演会の話については、先ほどお答えしたとおりです。早急に効果的な方法を考えて実施したいと思っています。住民の方の積極的な参加を講演会等についてもどう求めるかということが実際大きな課題、これをきちんとやらなきゃいけないなというふうに思います。

そして、追い払いイベント、これについては本当に何年か前から、獣害センターができたときからそういう構想ができないだろうかと。町民体育祭等に負けないぐらいの規模でやりたいと思っていたんですけども、なかなかそういう形での整理、あるいは地域ごとの動員計画等は、やはり難しいということでやっておりませんでした。今のご指摘で本当に可能かどうかもう一度検討させるようにしたいと思っています。

そして、クマに出会ったらどうするんだと、これについては、クマに出会う確率が上がってきているということだと思いますので、これは今ご指摘のような格好で全戸配布なり何なりというのは、そんなに難しい話ではありませんので、これはやらせていただく方向で検討したいと思っています。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 次に、捕獲に携わっている方が、ともかく捕獲した後の処理も本当に大変なんだよと言われていました。元町会議員の鈴木勲さんの一般質問に、捕獲したけものの焼却施設の質問がございました。これに対して町長は、本格的に検討したいという答弁でしたが、この辺のところはどこまで進んでいるのでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 駆除したけものの処理施設、これについては広域圏、つまり利根沼田でつくりたいということで、広域圏、名称は利根沼田開発協会、ここで県のほうに一括して施設をつくってほしいという要望については毎年行っているところです。

そして、処理が大変だということについては承知しておりますが、有害獣を駆除した場所というのは、必ずしも交通の便のいいところではない。逆に言うと、人家のそばで駆除できないということがあるので、その施設ができたとしても、そこまで持っていくことが非常に大変だということも一方で聞いております。ですから、埋設も一つの適切な処理方法であるという理解もあるようですから、そちらのほう在实际やりやすいんだというようなご指摘もいただきながら、ちょっとわからないでいるところなんですけれども、先ほどの前の鈴木議員への答弁について今どう動いているかということについては、町内での設置ということを検討しなかったわけではありませんけれども、利根郡全体で同じ問題を抱えているということなので、利根郡のどこかに県のほうでつくってもらいたいということを広域圏全体で活動しているところです。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） その視点は、広域連携ということでまた具体的に進めていただきたいと思

います。

最後の質問になりますが、ユネスコエコパークを中心にまちづくりを進めていくわけですが、その中で獣害対策を進めるに当たり具体的方向性があるのであれば、ぜひお聞きしたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ユネスコエコパークの認定そのものと有害獣の駆除ということについては、直接な関係はないだろうと思っています。まさにユネスコエコパークと言っていますけれども、生物圏の保護ということは重要です。生物圏の保護、先ほど答弁の中で若干お話しさせていただいたように、シカだけふえるとか、クマだけふえるとか、サルだけふえるとかということは、生態系そのものを乱すことになっていきますので、一定の数にコントロールしなきゃいけない。鳥獣保護法というのはそういう趣旨だったけれども、その中でいわゆる有害獣と言われているものはふえ過ぎているので、管理の側面が強くなってきたとご説明申し上げました。そのとおりだと思っています。

今のことを進める、あるいは有害獣を駆除する、そのことがユネスコエコパークに何かの影響があるということではありませんし、ユネスコエコパークについてはご存じのとおりコアのエリアと移行地域と、その緩衝地域という区分けをしています。まさに人間の活動と生物圏の保全保護というバランスをとっていくということですから、人間の活動をしやすいように地域をコントロールしていくということが、ユネスコエコパークになったからといって否定されるものではありませんし、今、対策をやっているような獣害対策、これについては、やや強化する方向でいかないと、あそこで言っていることには近づかないのかなと思っています。

したがって、この間、今、高橋議員からご指摘いただいたような各般のことを進めていくということが、ユネスコエコパークの認定に向かった問題点と支障にはなりませんし、逆にそれを適切に進めることが、人間活動と生態系保全のバランスをとるといふことだというふうに思っています。

議長（林 喜美雄君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） その中で、先日も自伐型の林業ということでご講演もいただきましたけれども、そういうことを進めていく中で、より根本的な解決につながっていくような部分もあるのかなということを感じたのですけれども、その自伐型というところに関しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 自伐型林業の挨拶で、本当に講師に向かって最初からけんかを売ったという挨拶をさせてもらいました。私の誤解もあったわけですが、自伐型というのは、採算ベースで何とか回していくということについては、100ヘクタールの林地を持っていないと適正に回せないと。それはあのときの講演もそうだったと思います。

ただし、そのことを言っているのではなくて、大型機械で一斉にやるのじゃなくて、自分の力でできる小型機械で継続的にやっていくと、そのことを自伐型というふうと呼ん

なります。しかし、保険者が県と市町村になりますが、実質的には国保のさまざまな実務は市町村が行います。これまでの国保との最大の違いは、県が国保の財政を握り、県が大きな権限を持つこととなります。

町では、昨年春、国民健康保険料の引き下げを実施しました。その後の状況についてお伺いいたします。引き下げ後の平均保険料など、また今後の見通しについてはいかがでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問でございます。

国民健康保険税、この計画につきましては3年ごとに見直すということで、早くからこの保険料をどうすべきかということについては、議会でもご指摘いただいていたところでございますけれども、平成27年度から始まる3カ年については、それ以前に比べて保険税の引き下げを行ったところでございます。内容的に言いますと、医療分の均等割1人当たりを3万2,000円から2万7,000円に、そして、平等割、1世帯当たり2万7,000円から2万2,000円に、それぞれ5,000円ずつ引き下げたということでございます。

したがって、引き下げ後の平均保険税でございますが、保険税総額を見ますと、引き下げ前の平成26年度、現年度分調定額6億9,700万円に対しまして、引き下げ後の平成27年度、現年度分調定額が6億2,450万円で、7,250万円の減ということになりました。これを保険税の平均ということで、1世帯当たりには換算しますと、引き上げ前、26年までですね、18万8,000円であったものが、27年度からは17万4,000円になったということですし、また1人当たりの保険税額については、引き下げ前について10万6,000円であったものが、引き下げ後は10万5,000円と、5,000円安くなっているわけです。したがって、今の数字は、1世帯当たりの税額で言うと1万4,000円減額になっているということです。

そして、保険税の見込みについてのご質問であります。7月時点の算定の推計値ですが、ほぼ平成27年度と同等の実績になるのではないかとこのように思っているところでございます。

なお、保険税引き下げ、つまり現在の国民健康保険特別会計の収支の状況という現況についてご説明いたしますと、今議会に決算の審議をお願いしているところですが、昨日の提案説明で若干ご説明しましたように、歳入については、平成27年度決算額3億2,465万円でありますので、平成26年度決算額の3億1,009万円に対し2億3,456万円の増となっております。したがって、国民健康保険税の収入済額につきましては、決算額で6億3,261万円ということになり、26年度決算からは5,630万円の減という状況になっています。

歳出のほうにつきましては、これについては1割程度の増となっているところでございます。必要があれば、後ほどのご質問に応じて数字をお答えさせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

(6番 林 誠行君登壇)

6番(林 誠行君) 今回は滞納についてお伺いしたいと思います。

私の手元にある資料ですと、群馬県内、国保の滞納世帯が4万5,000件だそうです。そのうち1万5,000件の差し押さえが行われ、33%で差し押さえがされているそうです。次いで、佐賀県、高知県などとなっています。群馬県は、全国一の差し押さえ率となっています。

国保料の滞納で差し押さえ、感情的にはひどいと思いますが、法律的には滞納処分は自治体の義務とされ、滞納処分で保険料の徴収をしなければならないとされています。

資料によりますと、このみなかみ町、26年度では414件の滞納に対し49件の差し押さえがされています。近隣では、昭和村が114件の滞納のうち7件の差し押さえ。沼田市が1,900件余りで7.6%の差し押さえ。川場村は28件のうち35%。片品が72件のうち54%で差し押さえがされています。高山村では、滞納は60件ほどありますが、差し押さえはゼロという状況です。この差し押さえに対するこれまでの町の対応と状況についてお伺いたします。

議長(林 喜美雄君) 町長。

町長(岸 良昌君) 滞納に対する差し押さえでございます。滞納状況、これにつきましては、平成27年度国保税滞納繰越額が2億2,700万円、前年度滞納繰越額が2億4,600万円ということですから、1,900万円減少しているところでございます。したがって、徴収率で申し上げますと、現年度94.59%、滞納繰越分については17.21%、全体で見て72.9%という数字で、前年をわずかですが上回っておりますという答え方になろうかと思っております。これについては、昨日の監査報告でもいただいておりますように、収納率は当然のことながら上げるようにというのが行政に対する要請でございます。

これらについて、具体的に今、各周辺市町村の数字のご指摘がありました。これについては、私、数字を持っておりませんので、担当課長に答えさせますが、先ほどご指摘のありましたみなかみについて414件のうちの49件の滞納処分があったということについて否定する数字も持っておりませんので、正しいのではないかというふうに思っています。

今の点について担当課長のほうから補足させます。

議長(林 喜美雄君) 税務課長。

(税務課長 岡田宏一君登壇)

税務課長(岡田宏一君) お答えします。

報告いただいた数字ですが、件数としましては、今、林議員のほうで言った件数になっています。町のほうでは、平成26年度、49件差し押さえを行っております。

また、各近隣市町村の数字も、林議員が申された数字が統計で公表されているとおりでございます。

そして、平成27年度の決算においてですが、国保税に対しましては、みなかみ町では96件の差し押さえを実施させていただいております。

町の滞納の取り組みでございますが、税務課滞納整理グループにおきまして、期間内自主納付の勧奨に努めさせていただいております。しかし、納税者の方が期限までに税を完

納しない場合に、その納付の履行を請求するため督促状を発付させていただいております。督促状を発付しても、なお完納されない場合には、催告書を送付させていただきます。さらに、電話催告や臨戸催告を行い、催告の中で納税相談等を実施いたしております。それでも納付の相談に応じていただけない納税者に対し、やむを得ず滞納処分の手続を開始しております。その際も納税者個々の実情を十分に把握した上で、法令に基づき執行しているところがございます。

今後、税の公平性の確保のため、職員の能力、経験を充実させ、法令を遵守し、徴税業務に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 公平性という点では大変かと思いますが、納税者に対してぜひ親身な対応をお願いしたいと思っていますところでは。

私の子供時代、貧困の状態、伍長組で税が納められなくて、近所のおばさんが、このうちが完納にならないので、完納の茶わんが来ないと。完納の茶わんがこの組には来ないんだなどと、連帯責任のような形でおふくろが責められていたのを思い出します。おやじやおふくろが一生懸命働いているのに、おれのうちはなどと子供ながら考えておりました。こうした経験を今の子供たちにさせたくないという思いで、この質問をさせていただいております。

今、前橋では、年金や給与は振り込まれたと同時に、差し押さえと称して口座からの引き落としなど、最もひどい取り立てが行われているそうです。全国の市の中でも、横浜市の人口の10分の1以下の前橋市ですが、引けをとらない件数で取り立てがされ、最も厳しい市だと報じられています。弁護士など一定の資格を持たない人の立ち会いを認めないとか、外の廊下まで聞こえるようなどなり声で対応する。一、二の市ですが、こうした対応可能な小部屋がつけられたなどの話もあります。

ここで私が考えますのは、ことし1月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領の案が示されて、事務局には届いていることと思います。ここでは、都道府県と、その県内の各市町村が一体となって財政運営、資格、給付、保険料率、徴収など、共通認識のもとで実施して、効率化の推進、都道府県が県内の統一的な運営方針を定める必要があるとしています。こうしたことから、全国一の差し押さえの多い県が、前橋の厳しい取り立てが急激に進むのではないかと心配されます。こうした対応を町としてはいかがお考えでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 一番最初お話がありましたように、国保制度の法律の改正がありまして、平成30年から県が一元的にやるというような報告が出ているというのは承知しているところですし、それに向けての調整会議が頻繁に開かれているということも事実でございます。その中で、今ご指摘のありましたような統一的な取り扱い要領、具体的に見ておりませんが、当然のことながらそういうことは行政運営として指示されているんだろうなというふうに思っております。

その中で、やはり先ほどお話もありましたし、ご説明申し上げましたが、負担の公平と

いう観点から収納率を上げると、その努力というのをやっていかなきゃいけないんだろうというふうに思っています。その中で、先ほど課長から答えましたように、分納であるとか、納税相談だとか、これらについては割と緻密に税務課のほうでやってくれているという理解をしております。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひそうした緻密な対応をお願いしたいところです。

滋賀県に野洲市というのがあるんだそうですけれども、新聞に掲載されていました。人口約5万、そのところの市長は、税金を払いたくても払えない人こそ行政が手を差し伸べるべき人だと。滞納は貴重なSOSだと。その市民の生活が行き詰まっていると感じたら、市民生活相談課に案内すると言います。

野洲市の市税の徴収率、滋賀県でもこうした中で高いほうとのこと。徴税部門と福祉部門の早くからの連携、生活困窮者をどう助けるかという発想を持って、滞納はSOS、行政がどう手を差し伸べるか。記事の中でも、短期的な徴収実務を重視するか、長い目で見た住民や企業の税を担う力を重視するかで、徴収の姿勢が変わってくると紹介されていました。こうした先進地に学んで今後の対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど課長のほうからもお答えしましたように、督促に行く中でいろいろな相談に乗っているということでございます。

野洲市の話が新聞に出ていると、私も読ませていただきました。やはりこれは市長のPR力だなと感心しています。要するに困った人のことについて、いわゆる基本的な住民サービスを提供する基礎自治体ですから、それは総合的に対応すると、当然のことだと思っています。それを随分上手にPRされているなど、野洲市の評価は上がっているなどということで、市長の能力に尊敬するところですが、我が町でも別にそうしていないということではないと思っています。

そして、私、若干気になっていましてのは、ここにも、今ご説明がありましたように、市民生活相談課に案内するようにしていると。やはり案内せざるを得ないだろうと。これは何かといいますと、個人情報保護法がありますので、国保のほうで経済状況がわかったと。これはまさに隠すべき個人情報ですから、そのことをもって別部局に、この人のところに相談に行ってこいよと指示するわけにはいかないと。ご本人に来てもらうしかないだろうと。これも正しいだろうというふうに思っています。そんなことで、滞納については可能な限り接触の機会を設けて納税相談を実施している、先ほどご説明したとおりです。そのときにも、親切で丁寧な対応を心がけているというふうに聞いておりますし、相手の話も十分聞く中で、納税相談、つまり納税相談というのは、一括納付が困難な方に対しては、生活状況を聞き取って、そして財産調査を行った上で、まず分納をお願いする。そして、状況に応じては分納額を減らしてというようなことについてもやらせていただいています。もちろんそういうときに、先ほどちょっとご指摘があったように、貯金という

形になっていると、年金だとか、あるいは子育てのときの何資金でしたっけ、ダイレクトなもの違って、預金ということになっていると、その差し押さえが生じると。その辺のそごみみたいなものはあるというふうには聞いております。

ただし、先ほど申しあげましたように、全般的に負担の公平性ということから、努力はしなきゃいかん。その中で滞納者といいますか、納付すべき方の状況についても、それに応じた対応をしなきゃいかんということについては重々承知しておりますし、今後とも、現在やっているような方向で納税者の個別具体的な実情を十分把握した上で、適切な対応と、これは必要なことだというふうには考えているところでございます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひそうした対応を、全県が前橋市のようにならないように対応をお願いしたいと思います。

（「減免制度はどうするんだ、減免制度は」の声あり）

6番（林 誠行君） ぜひそうした対応をお願いしたいと思います。

前橋では、給与が振り込まれた途端に、その口座から引き落としてしまうというようなひどい対応をされているようです。

引き続いて、子供の貧困について質問させていただきます。

厚生労働省の調査によれば、1985年に10.9%だった子供の貧困率が2012年には16.3%。今、6人に1人が貧困と言われています。ひとり親世帯の貧困は50%とも言われ、2人に1人が貧困と聞きます。

そうした中、2013年に子どもの貧困対策法ができています。この背景には、親の失業や低収入、病気、離婚など、家庭の経済状況の悪化に伴い深刻になってきたと思います。これにより、各自治体もこの法律に基づいて子供の貧困対策がつけられていると聞きます。子供の貧困を地方自治体がどうとらえ、どのように打開していくか。こうした中、町としてのこれまでの対応はいかがでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今ご指摘がありましたように、いわゆる貧困というものの定義に基づく、この間、貧困家庭がふえている、ご指摘のとおりで、約6分の1だということについては、もう広く知られているところだと思います。この数字がOECDの中で見ても、先進国34カ国中10番目に高い数字だということで、子供の貧困というのが国内でも非常に大きな問題になっているということで、今ご指摘がありましたように、国では平成26年8月に子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、そして子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、これらについて必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的としているということでございます。

群馬県においても、ことしの3月に群馬県子どもの貧困対策推進計画、これを策定しまして、子供の貧困対策を総合的に推進しているところであります。

みなかみ町の対応というご質問ですけれども、生活保護法に基づく生活、教育補助、あるいは入学支援金、児童扶養手当の支給、これらの子育て支援事業を行っておりますし、

ひとり親世帯の町営住宅入居費の支援などの住宅施策、あるいは就労についての促進、これらについてそれぞれの担当部局で、現行制度の中で総合的に対応しているというふうに思っております。

貧困の子供ということに限らず、子育て支援については、この間、例えば保育料の軽減であるとか、さまざまな形で議会からご提案いただき、みなかみ町は総体的に子育て支援が、平均よりも充実しているのかなという認識を持っているところです。貧困家庭に限定してどうだということについては、今お答えした何点かということでございます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 私も国保の関係で子供時代貧困だったというお話をさせていただきましたが、10円、20円、毎日もらえる同級生をうらやましがったりしていました。

教育現場における子供たちの状況、現状はいかがでしょうか。2013年度、文部科学省調査によれば、毎年度の進級時や入学時に、学校で就学援助制度の書類、もしくは申請書の配付を全ての子供たちに実施している市町村1,300余りと報告されています。4分の1の自体では、そうした書類を配付していないという話です。町ではどのような対応をされているのでしょうか。

手元に小児科の先生が書いた文書がありますが、定期健診などに来ない母親に、経済的に大変ですかとはなかなか聞けない。患者からそんなことは医者には相談できないなどの文書になっています。そうした中、その先生はどきどきしながら話し出すと、実はそうなんですなどの答えが返ってきたそうです。

町内ではありませんが、中学校の美術の先生の話では、絵の具が100円ショップの絵の具で、絵が単調な色彩になっているそうです。歯科検診で毎年同じところが虫歯のままで、治療していない子。お泊まり行事でも保険証のコピーがいつまでたっても提出できない子など、子供の貧困をつかむチャンスはたくさんあるようです。しかし、学校の先生方は多忙で、そうした状況はつかみにくいとも聞きます。今、この町の学校現場では、こうしたことをどのような形で状況把握に努めておられるのでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 教育現場における子供たちの状況の把握についてでございますが、学校教育法の第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢の児童・生徒の保護者に対しては、必要な援助をしなければならないとされておりまして、この場合の就学援助の対象者といたしましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者、いわゆる準要保護者が規定されているところでございます。

平成28年度の本みなかみ町の状況を申し上げますと、要保護者につきましては該当がございません。ですが、準要保護者につきましては、現在の町内の小・中学校合わせまして51名の児童・生徒を認定しているところでございます。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 51名とのことでしたが、そうした保護を要する児童・生徒、就学の援助、どのような方法がとられておりますでしょうか。就学援助といっても、学用品費などとして通学用品からPTA会費まで11項目に分けられているようです。ほかに、医療費、学校給食費となって、13項目が挙げられています。

就学援助を受けている小・中学生は、全国で、1997年当時ですから20年くらい前になりますが、78万人、6.6%だったそうです。2012年が149万人、14%です。県別では、山口、大阪、高知、東京、福岡などが20%を超えています。ですから、5人に1人が就学援助を受けていると。逆に最も少ない県は、静岡5.6%、同じく栃木、群馬は6.22、茨城6.37%という状況です。今まで勤めていた関係で、医療の分野で言いますと、西高東低と言うんですが、ここでも西高東低なのかなと感じます。

地域の特性が挙げられていますが、3倍を超えた差になっています。町の現状をどのような形で考えておられますでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 保護を必要とする児童・生徒、就学への援助がどのような方法で行われているかということについてでございますけれども、準要保護児童・生徒、それへの対応、取り組みにつきましては、毎年各学校の校長、それから民生委員さん、こういった方から必要など意見、そして情報もご提供いただきながら、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると判断できる家庭に対しまして、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費ということで、学校給食費、そして学用品費、これは新入学時の学用品もその代金も含まれております。そして、修学旅行費等の一部を援助しているというところでございます。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 先ほど教育長、51件とおっしゃいましたが、私も単純計算しまして、この報告書の中で拾ってみました。小学校の要保護・準要保護援助費支給事業に、小学校で151万円ほど支出されています。中学校で185万3,000円ほど支出されています。成果報告書に計336万3,694円という報告になってはいますが、1人当たりの助成額として7万649円。先ほど教育長、51人としましたが、私、単純に割りましたら47人になったんですが、内容的には小・中の子供たち1,180人ぐらいですから、単純に割って4.2%という状況です。群馬県の6%超からすると、まだまだもっともっているんじゃないかなと単純に考えました。

ここでは全体総括として、受給申請者は増加傾向にあるが、所得調査を行うようになったことで、実情に沿った審査を行えるようになった。今後は養育費などについても調べるようにすれば、さらに受給者を絞り込むことができると思うと。今後の改革として、申請

書に養育費などに関する質問事項を設け、実態把握に努めたいと。その解決策として自己申告に頼る部分があるため、実情を記入させるよう申請書の内容を工夫するとあります。ぜひこうした方向で進めていただきたいと思うんですけども、私の理解したところでは、まだまだ手が届いていないと。届いていない児童・生徒がいる。工夫して多くの子供たちに手を差し伸べたいと理解しました。

市町村の中には、全家庭に申請書の提出をお願いし、申請の有無を確認して、申請漏れがないようにしているそうです。ぜひこうした取り組みも進めて、どの子にもお金のことを心配しないで通える学校にしていきたいと思います。

この27年度のまとめから何かありましたらお願いいたします。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 今ご質問いただきましたことにつきましては、特にございません。これまで慎重に提出していただいた書類、申請等を受けまして、やはりしっかり審査、審議をして、それにかかわる情報等も受けとめながら判断をさせていただいているところでございます。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） すみません、今のは通告書に入っていなかったもので、申しわけありませんでした。

これで終わりにしますが、援助を受けている子供たちの学習環境や義務教育後の進学などはいかがでしょうか。

ユニセフでは、所得だけでははかれないと。実際の生活水準をはかる方法として指標があるそうです。3食食事がとれているか、インターネットに接続できるか、習い事ができるか、年齢にふさわしい本があるか、宿題をするのに十分静かなスペースがあるか、こうしたこと、14項目あるそうですけれども、2つ以上あったら子供の生きる権利を剥奪している状態としています。

困難家庭では、高校の中退というケースが少なくないと言われていています。その後の就職も難しく、一たん仕事についても、すぐやめてしまい、転々とする。困難な子供を排除するのでなく、中退させない支援策を進めていただきたいと思います。

こうした子供たち、学習環境や義務教育後の進学などについてはいかががお考えでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまいわゆる義務教育、あるいは学校教育というところから離れたご指摘がありました。現在、日本が貧困という話で議論されておりますのは、先ほど先進国中最悪いほうから10番目という話をしましたけれども、貧困の定義が、その国の平均収入の平均値よりも2分の1以下ということですから、国によって相当差が出てまいります。

したがって、この間、最近、ネットを沸かしたということで有名になっていますけれども、貧困だったので進学できなかったと言っている子を取材したら、スマートフォンは使

っているし、いい洋服を持っていると。あれは貧困かということであたかかれて、そのときのお話も、途上国における貧困というのは絶対貧困で、飯が食えないということで非常にわかるんだけど、日本における貧困というのは非常に難しいだろうと。そのときにも言われてなるほどなと思ったのは、昔の大学進学した子供は、新聞配達をやっているというのは言い方は正しくないですけども、アルバイトに明け暮れて、学校とアルバイト先しか——勤務先と言ったほうがいいんですかね——行っていなかったと。今の子は、やはりスマホも使うし、部活もやるし、たまには映画を見に行くと。それでもやはり貧困という定義には入ってくるだろうというようなことがあって、定義が難しいということが言われていました。

そして、今、答弁の中で、私、マイナス方向の答弁になってしまいますけれども、世帯の年収と子供の学力、これについては、もう中学校、小学校の時代から明確に数字が出てしまっている状況にあると思っています。これは何かというと、さらに書いてあるわけですけども、先ほど学校教育費の支援について議論がありました。實際上、子供の教育の中で、日本においては学校教育費が給食費を含めて3割から4割ないです。つまり塾に行ったり、習い事をさせたりということが子供の教育費の6割以上かかっているという現状があります。この今言ったのは、4割部分をどう支援するかということだったと思いますが、この6割部分がどうしても欠けてくる。そうすると、そのことによって進学先が変わり、あるいは学力が変わりということがあるだろうというふうに思っています。こここのところどこまで支援できるかということについては、大きな問題です。国のほうでも奨学金というのが、単なる有利子ローンになっているんじゃないかと。給付型をふやさなきゃいけないという議論が始まっていますけれども、これで救えるというのは特殊な部分だろうと思っています。

あえてこここのところで私が言わせていただきましたかったのは、今、高校進学率、義務教育後とは言いながら、高校進学率9割超えています。場所によって違いますけれども、97だとか96だとかいう議論です。そうすると、その中でも、先ほど議員のほうからご指摘があったように、退学する子が多いとか、このことが如実にあらわれています。

はっきり申し上げて、利根商業高等学校、全国的に言うと、片親率が7.数%と聞いています。学年によって違いますけれども、14%とか21%の片親率です。そして、途中で学業をやめるという子供の数も多くなっています。これは子供のころからの育つ環境での基礎学力の不足ということも言えると思いますし、この子たちについても、高校3年間、環境を整えてあげれば、そここのところで頑張れるというのは間違いなくあると思います。これらについては、利根商へ対する構成団体の一つとして、そしてなおかつみなかみ町にあるということもありますので、そここのところを少しでも解決できる方法、つまり利根商業高等学校に来たら、相当家は苦しくても、いろいろな学習支援が入るとか、そういう形のことを一つの局面で、ほんの1点ですけども、やっていきたいなと思っています。これについては一番最初にご相談してご理解賜るのは、この議場にいらっしゃる議員の方です、改めて一言言わせていただきました。

今、林議員のご指摘の日本全体として取り組まなきゃいかんということは、間違いなく

そうですし、これは地方自治体が個別にやるにしても、国全体としてどういう方向を出すんだということも大切だと思います。一番最初に私が答弁しましたように、国も県も、その方向でのさまざまな構想というのは持っておりますので、それを少しでも生かすべく町としても努力していきたいと思っております。

議長（林 喜美雄君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひそうした対応をお願いしたいと思っております。

親たちにも格差と貧困がとまらない中、子供たちがお金のことを心配しないで学校に通える環境を整えることは、行政が全ての子供たちの教育を受ける権利を保障して、就学援助を保障し、就学援助の充実を求めて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（林 喜美雄君） 以上で6番林誠行君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

以上で議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

休会の件

議長（林 喜美雄君） お諮りします。

明日9月8日から9月15日までの8日間は、議案審査のため休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月8日から15日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

散会

議長（林 喜美雄君） 9月16日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（11時25分 散会）